

国鉄事第247号
国鉄技第88号
国鉄施第76号
国鉄安第43号
平成25年10月25日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 野島 誠 殿

国土交通省鉄道局長
瀧口 敬二

保安監査の結果による当面の改善指示について（その2）

平成25年9月21日から9月28日まで及び10月9日から10月12日まで、貴社に対して保安監査を実施し、また、「保安監査の結果による当面の改善指示について」（平成25年10月4日付け国鉄技第78号・国鉄施第69号・国鉄安第38号）を发出したところであるが、更に緊急に改善を要する事項が認められたことから、当面、下記の事項について、改善措置を講ずるよう指示する。これらについては、速やかに実施することとし、その結果を報告されたい。

また、下記2. 及び3. の事項を中心として、北海道運輸局職員が、随時、本社及び現場において、その実施状況を確認することがあるので、予め了知されたい。

なお、今後の監査結果の分析の進捗等によって、更に改善措置を講ずるよう指示等することがあり得ることを申し添える。

記

1. 安全推進委員会において、事故等の原因究明及び再発防止対策に関する事項等について調査審議することとされているが、トラブルが頻発しているにもかかわらず、同委員会では、これらの一部についての報告等にとどまっており、これらへの対応について調査審議されていないことが認められた。

このため、鉄道の事故防止に関する事項を総合的に検討すべき同委員会が本来の機能を発揮し、輸送の安全確保上有効かつ適切な対策を講ずるために、まずは、トラブルが頻発している状況にかんがみ、同委員会において、重要と考えられる安全上のトラブルを選び出し、その原因究明及び必要と考えられる対策を調査審議すること。また、同委員会の開催の都度、その内容について報告すること。

2. 軌道部門において、老朽化に応じてまくら木を適切に管理・更新するためには、その状態を一本ずつ把握し管理する必要があるが、それがなされていない保線管理室があることが認められた。また、この前提となるまくら木の不良判定及び交換の基準が、現場に徹底されていないことが認められた。

このため、本社において、不良判定及び交換の基準を規程等で明確に定め、これを現場に周知徹底するとともに、現場において、これに基づき、まくら木の状態を一本ずつ把握し管理すること。また、基準を定めるに当たっては、PCまくら木化についても検討すること。

3. 車両部門において、以下の措置を講ずること。
 - (1)平成25年10月7日の苗穂運転所における状態・機能検査において、キハ183-211号車の電磁給排弁非常吐出締切コックが「閉」となっていたことが判明した事実を確認した。

このため、当該コックに対する固縛、当該コックの設置機器室の封印等を行うとともに、車両の運用段階における検査の際にもこれらの措置状況を確認すること。
 - (2)工場から出場し運用に供されるまでの間には、工場、運転所等において多くの作業の段階があるが、これらの段階において当該コックの状態を確認する仕組みが講じられていないことが認められた。

このため、それぞれの段階で、取扱いマニュアル及び作業チェック表の整備等確実なチェックができる仕組みを構築すること。
4. 本社において、予算編成に当たって、各主管部が現場の状況を十分に把握しておらず、安全確保に関する現場からの要望等が十分考慮されていなかったことが認められた。

このため、本社において、現場からの提案を十分聴取した上で、安全を確保する上で優先度を考慮しつつ、平成26年度において講ずべき施策が着実に実施されるよう予算編成を行うこと。また、現場から聴取した提案については、随時報告されたい。